職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。

本委員会では、本年の勧告の基礎となる公民較差を算出するため、調査の重要性に 対する民間事業所からの格段の理解と協力を得て、本年4月から6月にかけ本年4月 における県内民間事業所の給与実態等について調査の上、人事院勧告及び他の都道府 県の状況等を踏まえ、職員の給与について慎重に検討を行いました。

2 職員給与については、「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」は県内民間給与水準との 均衡を図ることを基本とした給与制度としています。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間給与が職員給与を上回っていました。このため、月例給については、その較差を解消するため、国の改定に準じ若年層を中心に引上げの改定を行うこととしました。

また、民間の特別給が、職員の期末・勤勉手当の支給月数を上回っていることから 支給月数の引上げを行うこととしました。

- 3 県民生活を守るため長期にわたる新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら、 島根創生計画が目指す「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現を目指し て、強い使命感を持って職務に取り組む職員の皆様に対し心から敬意を表します。
- 4 県民の皆様の期待と信頼に応え、県民本位の質の高いサービスを継続的に提供していくためには、職員一人一人がその能力を最大限に発揮し、能率的で活力ある組織であり続けることが重要です。

このため、今回の報告においては、長時間勤務の是正、教職員の負担軽減の推進、 ワーク・ライフ・バランスの推進など人事管理上の諸課題に対する取組の必要性について言及しました。

5 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。

勧告を通じて、日々、職務に精励している職員の適正な給与その他の勤務条件を確保することは、職員の努力や成果に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

6 県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請します。

また、県民の皆様におかれましては、人事委員会勧告の意義と重要性について、御 理解をいただきますようお願いします。

令和4年10月17日

島根県人事委員会 委員長 丑久保 和 彦